

報道関係者 各位

令和5年9月6日

【照会先】宮崎労働局労働基準部賃金室
室長 中玉利 浩治
室長補佐 宮崎 友親
(電話番号) 0985(38)8836

最低賃金が10月6日から 時間給897円(44円の引上げ)に改正されます

宮崎県最低賃金の改正については、令和5年7月6日、宮崎労働局長（局長 坂根登）から宮崎地方最低賃金審議会（会長 橋口 剛和）に対し諮問を行い、同審議会は、8月10日、現行の時間額853円を44円引き上げて（引上率 5.16%）、897円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて宮崎労働局長は、異議申出などの諸手続を経て、8月28日に宮崎県最低賃金を時間額897円として決定し、本日（9月6日）、官報に公示されました。これにより30日後の10月6日から宮崎県最低賃金は897円となり、宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

宮崎労働局では、引き続き最低賃金制度を周知するとともに、業務改善助成金などにより中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

宮崎県最低賃金の推移は次のとおりです。

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
最低賃金 時間額(円)	762	790	793	821	853	897
引上額(円)	25	28	3	28	32	44
引上率(%)	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.16

宮崎県最低賃金額及び引上率

